

三鷹市介護事業者地域連携推進事業補助金交付要綱

令和3年4月1日

施行

改正 令和4年1月4日施行

(目的)

第1条 この要綱は、市内の小規模介護事業者の事業運営を協働してサポートする、地域の中核となる介護事業者（以下「地域中核事業者」という。）に対して補助金を交付することにより、事業者間の緩やかな連携体制の構築を支援することで、介護業界の市場の大半を占め、地域の高齢者介護を支える重要な役割を担っている小規模介護事業者が単独で取り組みにくい課題に対応し、安定的に事業を継続していくことができる環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、小規模介護事業者とは、市内の介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者のうち、介護保険の指定介護サービス事業に従事する職員がおおむね19人以下であるものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象とする事業は、第1条の目的を達成するために地域中核事業者が行う次の各号に掲げる事業とする。ただし、他の補助制度等により現にこの補助金と同種の補助金を受けている事業を除く。

- (1) 介護職員向けの研修会や出前研修の実施
- (2) 介護職員の採用に向けたイベントの実施
- (3) 有事の際の職員の応援体制の仕組みづくり
- (4) 法律相談窓口の設置
- (5) 物品の共同備蓄
- (6) その他小規模介護事業者の安定的な事業運営及び介護サービスの継続的な提供に資する取組として市長が認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、地域中核事業者が行う、連携体制に参加する市内の小規模介護事業者の安定的な事業運営に資する取組に必要な経費のうち、次に掲げる経費から寄附金その他の収入額を控除した額とする。

- (1) 報酬、賃金、共済費、報償費、旅費
- (2) 需用費
- (3) 役務費
- (4) 委託料
- (5) 使用料、賃借料
- (6) 備品購入費
- (7) 工事請負費

（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、毎年度市長が予算の範囲内で定める額と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない額とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

（地域中核事業者の決定）

第6条 地域中核事業者となろうとする介護事業者は、三鷹市介護事業者地域連携推進事業実施計画書（様式第1号）を作成し、関係資料とともに、別に定める日までに市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により三鷹市介護事業者地域連携推進事業実施計画書の提出があったときは、当該計画書及び関係資料等の審査を行い、適当と認めるときは、地域中核事業者として決定し、当該介護事業者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 地域中核事業者は、この補助金の交付を受けて第3条に規定する事業の経費に充てようとするときは、三鷹市介護事業者地域連携推進事業補助金交付申請書（様式第2号）に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の期限は、市長が別に定める。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、三鷹市介護事業者地域連携推進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助金を交付しないことと決定したときは、三鷹市介護事業者地域連携推進事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知する。

- 2 前項の補助金の交付の決定に通常要する標準的な期間は、21日とする。
- 3 市長は、補助金の交付の決定に当たって、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第9条 地域中核事業者は、補助金の交付の決定を受けたときは、市長に請求書を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(調査等)

第10条 市長は、補助金に関し必要があると認めるときは、当該地域中核事業者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

(実績報告)

第11条 補助金の交付を受けた地域中核事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、三鷹市介護事業者地域連携推進事業実績報告書（様式第5号）に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により実績報告を受けた場合においては、その内容を審査して補助金の額を確定し、その額を超える補助金が第8条の規定により交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。
- 3 補助事業者は、当該補助金に係る収入及び支出を記載した帳簿並びに領収証を補助金の交付の決定に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(消費税等に係る税額控除の報告)

第12条 補助事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書（様式第6号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付に係る決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当該補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付の条件又はこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該補助事業者に対し三鷹市介護事業者地域連携推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により通知する。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（違約加算金及び延滞金）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、当該補助事業者

にその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を納付させなければならない。

2 市長は、補助金の返還を命じた場合において、当該補助事業者がこれを期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第16条 前条第1項の規定により市長が違約加算金の納付を命じた場合において、当該補助対象者の納付した金額が、返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じた補助金の額に優先的に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第17条 第15条第2項の規定により市長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

（補助金等の一時停止等）

第18条 市長は、補助金の返還を命じられた当該補助事業者が、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その当該補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

（財産処分の制限）

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びそ

の従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械器具等については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年厚生労働省告示第384号)に準拠し、ここに定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 前項の規定により、市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、市長は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
- 3 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 4 市長は、補助事業の内容等に応じて必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業完了後に補助対象事業である旨の表示を見やすい場所に掲示するよう求めることができる。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年1月4日施行)

この要綱は、令和4年1月4日から施行する。

様式 略